



ベトナム：ベトナムで就労する外国人に関する規定の厳格化

執筆者：Vu Le Bang, Nguyen Thi Thanh Huong

何か月もの起草期間を経て、労働法の規定のうち、ベトナムで就労する外国人労働者及び外国の組織や個人のために就労するベトナム人労働者の採用と管理に関し、詳細を定めた政令 152/2020/ND-CP 号(以下「**政令 152 号**」という。)が 2020 年 12 月 30 日に制定された。

政令 152 号は、2016 年 2 月 3 日付の政令 11/2016/ND-CP 号(以下「**政令 11 号**」という。)及び 2014 年 7 月 28 日付の政令 75/2014/ND-CP 号に代わって、2021 年 2 月 15 日に施行された。政府は、政令 152 号において、ベトナムの外国人労働者につき、より厳格な規定を設けている。以下、政令 152 号における、外国人労働者に関する規定のうち、注目すべき点を説明する。

1. ベトナムで就労する外国人労働者の資格要件の厳格化

ベトナムで就労する外国人労働者の資格要件は、政令 152 号により厳格化されている。外国人労働者が専門家とみなされるためには、ベトナムで予定されている業務に適した「**実務証明書**」及び 5 年以上の実務経験を有していなければならない。この資格要件は、外国の機関、組織又は企業が、当該外国人が専門家であることを証明する文書を発行するという従来の資格要件に取って代わるものである。したがって、外国人労働者が専門家であることを、その労働者の所属する組織等が証明することは認められない。政令 152 号においては、「**実務証明書**」の定義が定められていないため、この定義に関する新たな指針が発行されるか、又は明確にされない限り、実務上どのような証明書が「**実務証明書**」として受け入れられるかは、事案に応じ、地方の労働傷病兵社会局の裁量に依拠することとなる。

政令 152 号は、外国人労働者が専門家としてみなされるためのその他の要件も定めている。具体的には、(1)少なくとも 3 年間の実務経験及び学士以上の学位(いずれの場合も、ベトナムで従事する予定の職務に適したもの)、又は(2)首相の検討・決定に基づくその他の特別な要件である。もっとも、(1)は、予定される職務・職位に適合している必要があるため、常に利用できるとは限らず、(2)の適用は限定的である点に留意する必要がある。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. 労働許可証の取得の免除要件及び手続の改定

(i) 労働許可証の免除要件の厳格化

労働法の定めに沿って、政令 152 号は、(i)有限責任会社の外国人社員及び(ii)株式会社の取締役に適用される労働許可証の取得の免除に関し、詳細な基準を定めている。定款資本額が 30 億ドン以上の企業のみが労働許可証免除の対象となる一方、定款資本額が 30 億ドン未満の企業は、労働許可証の取得の免除を受ける権利を有さないため、複雑な手続を経て、労働許可証を取得しなければならない。

(ii) 労働許可証の免除に係る手続の改定

政令 11 号は、限定的な例外を除き、労働許可証の取得が免除された場合の確認手続を義務付け、例外の場合についての手続は定めていなかった。政令 152 号は、確認手続を実質的に維持しているが、かかる確認手続の例外を、以下の場合に拡大している。(1)ベトナム人と結婚し、ベトナム国内に居住する外国人、(2)有限責任会社の外国人個人の出資者、(3)司法省が発行した免許に基づき、ベトナムで就労する外国人弁護士等。また、労働許可証又は労働許可証取得の免除の確認を必要としない者については、届出手続を新たに義務付けている(この場合、当該外国人労働者がベトナムで就労する予定日の、少なくとも 3 日前までに当局に届け出ることのみが必要とされる。)

3. 労働許可証の期間の延長

政令 11 号のもとでは、労働許可証は、その有効期間の満了時に再発給のみすることができた。新労働法のもとでは、労働許可証を 1 回、2 年間に限り延長できることとなった。もっとも、政令 152 号は、その施行日前に発給された労働許可証の取扱いについての定めを置いていないため、旧規則のもと発給された労働許可証を政令 152 号に基づいて延長できるか否かについては、労働当局によって見解が異なるようである。労働許可証の延長は、実務上、まだ実施されていないようである。

4. 労働許可証の取消

政令 152 号は、ベトナムにおける雇用期間中に、外国人労働者がベトナム法を遵守しない場合、労働許可証を取り消すことができるとする新たな規定を追加した。この新たな規定の内容は曖昧であり、実務上、何が労働許可証の取消事由となるかは、当局の裁量に拠るところが大きいものと思われる。

さらに、政令 11 号は、労働許可証取消事由のみを規定していたが、政令 152 号では、労働許可証取消の手続を定めている。使用者は、労働許可証の取消日から 15 日以内に、取り消された労働許可証を、当該取消の理由を説明する書類と共に、所轄の労働当局に返却する義務を負う。その後、所轄の労働当局は、使用者から取り消された労働許可証を受領した日から 5 営業日以内に、労働許可証の取消の承認書を発行する。

監修者

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせにつきましては、こちらの E-mail にお寄せください。

na_vnnl@eml.nishimura.com



おお や かずひで

大矢 和秀

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ホーチミン事務所代表

2004 年弁護士登録。2013 年ベトナム外国弁護士登録。2014 年よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会(現ホーチミン日本商工会議所法務・労務委員会)委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、インフラ、エネルギー、ファイナンス、M&A 等幅広い案件に携わる。



ヴ レ バン

Vu Le Bang

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 パートナー

ホーチミン事務所のベトナムパートナーとしてベトナムプラクティスを主導。インバウンド投資案件、一般企業法務、M&A、コンプライアンス、不動産および建設、労働法務に精通している。キャピタルマーケット、プロジェクトファイナンス、インフラ、エネルギー案件にも多数関与。

ソウル、ホーチミンシティのロゴス法律事務所および多国籍企業での執務経験を有する。

2007 年にベトナム社会主義共和国弁護士登録。



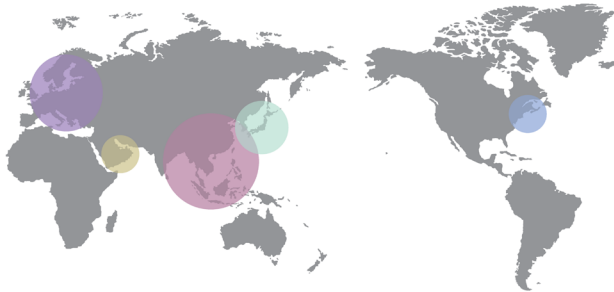
グ エ ン ティ タ ン フ ォ ン

Nguyen Thi Thanh Huong

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 カウンセル

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ハノイ市の YKVN 法律事務所等約10年の実務経験を経て、2013年に西村あさひ法律事務所ハノイ事務所入所。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志

Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志

代表 東城聡

木下清太

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。